

タッチ決済乗車サービス取扱規則

第 1 章 総 則

（目的） 2025 年 4 月 1 日制定

第 1 条 この規則は、山陽電気鉄道株式会社（以下、「当社」といいます）線内で、サーバ上のクラウド型交通乗車システムの機能を利用して、電子式証票の入出場情報を管理するための識別番号が記録された決済媒体を使用したタッチ決済乗車サービス（以下「タッチ決済乗車」という）を利用する旅客の運送等について、合理的な手続きを定め、旅客の利便性向上と円滑な利用の促進を図ることを目的とします。

2 前項に定める識別番号とはクレジットカード等の会員番号をいいます。

（適用範囲） 2025 年 4 月 1 日制定

第 2 条 タッチ決済乗車による旅客の運送等に関する契約については、この規則が適用され、契約の内容となります。

2 タッチ決済乗車による共通利用が可能な社局線内のうち、当社線以外の運送等の取扱いについては、当該社局の定めるところによります。

（用語の定義） 2025 年 4 月 1 日制定

第 3 条 この規則における主な用語の定義は、次の各号に掲げるとおりとし、この規則に特に定めのないものについては、旅客営業規則に定める定義によるものとします。

- (1)「決済媒体」とは、タッチ決済機能のあるクレジットカード、デビットカード、プリペイドカードおよびタッチ決済機能を搭載しているモバイル端末等をいいます。
- (2)「対応改札機」とは、タッチ決済乗車に対応した自動改札機をいいます。
- (3)「発行会社」とは、タッチ決済乗車で乗車することができるカードを発行する会社および乗車することができるカード機能を提供している会社をいいます。
- (4)「管理サーバ」とは、タッチ決済乗車に必要な各種のデータ（識別情報、入出場情報、利用履歴等）を管理するサーバをいいます。

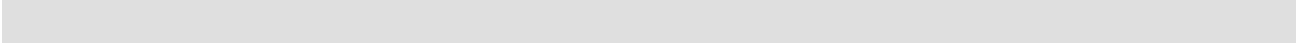
（契約の成立時期および適用規定） 2025 年 4 月 1 日制定

第 4 条 タッチ決済乗車による旅客の運送契約の成立時期は、駅において乗車の際に対応改札機による改札を受けた時とします。ただし、その成立について当社から別段の意思表示があった場合を除きます。

2 前項の規定によって契約が成立した場合、別段の定めをしない限り、すべてその契約の成立した時のこの規則の定めによるものとします。

（取扱区間） 2025 年 4 月 1 日制定

第 5 条 タッチ決済乗車の取扱いをする区間は、当社線全線とします。



(制限事項等) 2025 年 4 月 1 日制定

- 第 6 条** 1 回の乗車につき、2 以上の決済媒体を同時に使用することはできません。(クレジットカード等とモバイル端末の紐付けを行った場合で、入場時に使用した決済媒体と出場時に使用する決済媒体が異なる場合を含みます。)
- 2 入場時に使用した決済媒体を出場時に使用しなかった場合は、当該決済媒体で再び入場することはできません。
- 3 次の各号のいずれかに該当する場合には、タッチ決済乗車における決済媒体を使用することができません。
- (1) 旅客の決済媒体において、有効期限が終了したときまたは利用枠を超えたとき。
 - (2) 発行会社から使用制限または使用停止の措置を受けたとき。
- 4 決済媒体の破損、対応改札機の故障、停電またはシステム障害等により対応改札機による決済媒体の読み取りが不能となった場合は、タッチ決済乗車をすることができません。
- 5 決済媒体は、その決済媒体に登録された名義人本人以外が使用することはできません。
- 6 決済媒体を用いて乗車以外の目的で、駅に入出場することはできません。
- 7 決済媒体を他の乗車券と併用して使用することはできません。また、他社線とまたがる乗車であって、他の乗車券が接続駅まで有効であっても併用して使用することはできません。
- 8 提携するタッチ決済乗車サービス事業者において提供する管理サーバにおいて、運賃計算できない経路の乗車またはタッチ決済乗車ができない他社線への乗車をすることはできません。
- 9 偽造、変造または不正に作成された決済媒体を使用することはできません。

(制限または停止) 2025 年 4 月 1 日制定

- 第 7 条** 旅客の運送の円滑な遂行を確保するため等、必要があると認めたときは、タッチ決済乗車の乗車区間、乗車経路、乗車方法、入出場、乗車する列車、使用可能時間等の制限またはタッチ決済乗車の停止をすることがあります。
- 2 前項の規定による制限または停止をする場合は、その旨を関係駅に掲示します。
- 3 本条に基づくサービスの制限または停止により旅客に生じた損害について、当社はその責を負わないものとします。

(利用履歴の確認) 2025 年 4 月 1 日制定

- 第 8 条** 旅客は、管理サーバと接続するWEBサイト等において、所定の手続きを行ったうえで、タッチ決済乗車の利用日、利用区間、運賃等を確認することができます。
- 2 前項の確認は、利用日から 1 年間に限り行うことができます。

(決済方法および決済手段) 2025 年 4 月 1 日制定

- 第 9 条** 決済媒体を使用した決済方法は、提携するタッチ決済乗車サービス事業者の定めるところによります。

(使用方法) 2025 年 4 月 1 日制定

- 第 10 条** 旅客が決済媒体を用いて乗車するときは、駅相互間に対応改札機による改札を受けて入場し、同一の決済媒体により対応改札機による改札を受けて出場しなければなりません。
- 2 モバイル端末の充電切れ、不具合および通信障害等、旅客の都合により、入出場処理ができない場合、タッチ決済乗車は無効として取り扱います。

- 3 旅客は第1項の規定により乗車する場合、旅客営業規則第46条に定める大人に限るものとします。ただし、第13条第1号の規定を承諾して小児が使用する場合を除きます。

(免責事項) 2025年4月1日制定

第11条 決済媒体において、発行会社に起因する旅客の損害または発行会社のサービス機能に関する旅客の損害等について、当社は一切の責任を負わないものとします。

- 2 この規則に定めのない、決済媒体を使用したサービスに関して生じた旅客の損害等について、当社は一切の責任を負わないものとします。
- 3 旅客がモバイル端末等の決済媒体を使用するために、利用している電気通信サービス提供事業者のシステム障害および回線障害等に起因して生じた損害等について、当社は一切の責任を負わないものとします。
- 4 旅客は、モバイル端末等を決済媒体として使用する場合、その通信費等を自らの責任において負担するものとします。
- 5 紛失した決済媒体を使用不可能とする処理が完了するまでの間に、第三者が当該決済媒体を使用したことにより旅客に損害が生じた場合であっても、当社はその責を一切負わないものとします。

第 2 章 利 用

(運賃) 2025 年 4 月 1 日制定

第 12 条 決済媒体を第 10 条の規定により使用する場合、入場駅から出場駅までの大人片道普通旅客運賃を収受します。なお、収受する大人片道普通旅客運賃には旅客運賃の割引を適用しません。ただし、連絡運輸取扱規則に定める旅客運賃の割引を除きます。

- 2 タッチ決済乗車(デビットカードおよびプリペイドカードを除く)による運賃は、当該発行会社が当社に立替払いをするものとします。
- 3 前項の規定により立替払いをした発行会社は、タッチ決済乗車した旅客に対して求償債権を取得するものとします。
- 4 タッチ決済乗車による運賃債権は、1 日単位で集計します。なお、発行会社から旅客に対する請求方法については、当該発行会社が別に定めるものとします。

(効力) 2025 年 4 月 1 日制定

第 13 条 第 10 条の規定により使用する場合の決済媒体の効力は、次の各号に定めるとおりとします。

- (1) 当該乗車区間において、その決済媒体に登録された名義人本人による片道 1 回の乗車に限り有効なものとします。ただし、大人の片道普通旅客運賃を収受することを承諾して使用する場合には、小児 1 人が使用することができます。
- (2) 途中下車の取扱いはいりません。
- (3) 入場後は、当日に限り有効とします。

(紛失) 2025 年 4 月 1 日制定

第 14 条 第 10 条の規定により入場後、その決済媒体を紛失した場合、旅客営業規則第 126 条第 1 項の規定を準用して取り扱います。

(無効となる場合) 2025 年 4 月 1 日制定

第 15 条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該タッチ決済乗車は無効とします。

- (1) 旅行開始後の決済媒体を他人から譲り受けて使用した場合
 - (2) 係員の承諾を得ないで対応改札機による改札を受けずに乗車した場合
 - (3) この規則に基づかず使用した場合
 - (4) その他不正乗車の手段として使用した場合
- 2 偽造、変造または不正に作成された決済媒体を使用した場合は、前項の規定を準用します。

(不正使用等に対する旅客運賃・増運賃の収受等) 2025 年 4 月 1 日制定

第 16 条 前条の規定により決済媒体を無効とした場合は、旅客の乗車駅からの区間に対する片道普通旅客運賃と、その 2 倍に相当する額の増運賃とをあわせて収受します。

- 2 前項の規定により旅客運賃・増運賃を収受する場合において、旅客の乗車駅が判明しない場合は、旅客営業規則第 125 条の規定を準用して計算します。

(同一駅で出場する場合の取扱方) 2025 年 4 月 1 日制定

第 17 条 旅客は、決済媒体で入場した後、任意の駅まで乗車し、出場せずに再び旅行開始駅まで乗車し

て出場する場合は、実乗車区間の普通旅客運賃を現金で支払い、決済媒体の発駅情報の消去処理を受けなければなりません。

- 2 旅客は、決済媒体を使用して入場した後、乗車しないで同一駅で出場する場合は、その駅の入場料金を現金で支払い、決済媒体の発駅情報の消去処理を受けなければなりません。

（列車の運行不能または遅延の場合における旅客の取扱方） 2025 年 4 月 1 日制定

第 18 条 旅客は、決済媒体による改札を受けた後に列車が運行不能または遅延となった場合は、次の各号に定めるいずれかの取扱いを選択のうえ請求することができます。

(1) 発駅までの無賃送還

この場合、乗車区間の運賃は収受しません。また、無賃送還後、発駅での出場時には決済媒体の発駅情報の消去処理を行います。ただし、無賃送還中の途中駅で下車した場合は、次号に定める取扱いを準用します。

(2) 発駅に至る途中駅までの無賃送還

この場合、発駅から途中駅までの片道普通旅客運賃を途中駅において決済媒体から収受します。

(3) 不通区間の別途旅行

運行不能となった区間を旅客が当社線によらないで別途に旅行を希望する場合は、発駅から旅行中止駅までの片道普通旅客運賃を、旅行中止駅において決済媒体から収受します。

附 則 この規則は、2025 年 4 月 1 日から施行します。
